

食品安全委員会第 37 回会合議事録

1 . 日時 平成 16 年 3 月 18 日 (木) 14:00 ~ 15:20

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・普通肥料 (焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料)

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤に関する意見・情報の募集について

(3) 新開発食品等専門調査会における審議状況について

・特定保健用食品 7 品目 (チチヤス低糖ヨーグルト、リポスルー、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー) に関する意見・情報の募集について

(4) 平成 16 年度食品安全委員会運営計画について

(5) 食品の安全性に関する用語集について (報告)

(6) その他

4 . 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、見上委員

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勸告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5 . 配付資料

資料 1 普通肥料の公定規格の設定又は変更に係る食品健康影響評価に関する審議結果
について

資料 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料 3 新開発食品等専門調査会における審議状況について

資料 4 平成 16 年度食品安全委員会運営計画（案）について

資料 5 食品の安全性に関する用語集（暫定版）

6．議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 37 回会合を開催いたします。

本日は 5 名の委員が御出席でございます。本日の会議全体のスケジュールにつきまして
は、お手元の資料に「食品安全委員会（第 37 回会合）議事次第」がございますので、御覧
いただきたいと思います。

資料の確認をお願いいたします。資料は 5 点でございます。

資料 1 が「普通肥料の公定規格の設定又は変更に係る食品健康影響評価に関する審議結
果について」。

資料 2 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「新開発食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「平成 16 年度食品安全委員会運営計画（案）について」。

資料 5 が「食品の安全性に関する用語集（暫定版）」でございます。

皆様、お手元でございますね。

それでは、議事に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について 普通肥料の（焼成りん
肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料）」につきましては、専門調査会での審議情
報・意見募集の手続は終了しておりますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料の 1 に基づきまして御説明をさせていただきます。

本件につきましては、資料の 1 の一番最後のページを御覧いただきますと、「普通肥料
の公定規格の設定又は変更に係る食品健康影響評価について」ということで、今までの審
議経緯が書いてございますが、昨年 12 月 8 日に、農林水産大臣より「焼成りん肥」、「混
合汚泥複合肥料」及び「熔成汚泥灰複合肥料」の 3 規格につきまして、食品健康影響評価
の要請があったものでございます。

平成 15 年の 12 月 12 日及び平成 16 年 1 月 23 日の 2 回にわたりまして、肥料・飼料等専

門調査会において審議調査が行われまして、本年の2月12日に食品安全委員会に御報告をいたしまして、その専門調査会における審議結果の案に基づきまして、広く意見・情報の募集をしてよろしいかどうかお諮りをして、よろしいということでございましたので、本年2月12日から3月の10日まで、4週間にわたり意見の募集をしたところでございます。

結論から申しますと、意見あるいは情報は、提出されなかった、意見は寄せられなかったということでございまして、原案どおり肥料・飼料等専門調査会座長より食品安全委員会委員長あて、3月16日付けで、原案どおりの文言で、食品健康影響評価の報告をいただいたものでございます。

健康影響評価の中身について簡単に御説明をさせていただきます。

農林水産省からお尋ねのありましたものは、先ほど申し上げました3つのものですが、その3つについては、例えば、最初の焼成りん肥につきましては、資料1の6ページを御覧いただきますと、「製造工程の概要」というところに、図の1というのが下の方に出ておりますが、りん鉱石と炭酸ナトリウムから粉碎等を行って、回転炉で焼成をして更に粉碎して製品にするというようなことで製造されるものでございます。

混合汚泥複合肥料につきましては、資料の8ページの上の欄に、「製造工程の概要」と書いてございますが、し尿汚泥を原料といたしまして、それを発酵して粉碎してできた汚泥発酵肥料と、その図の1に書いてございますような、硫酸アンモニアとか、過りん酸石灰等の他の肥料群を混合いたしまして製造されるものであります。

熔成汚泥灰複合肥料につきましては、9ページの下欄、やはり図の1というのがございますが、下水汚泥を原料といたしまして、それを焼却溶融をして冷却乾燥して複合肥料として使用するものをつくるというようなものでございます。

もともと肥料につきましては、直接食品に混入されるものではなく、田畑等の圃場に散布をいたしまして、そこで栽培された植物等を、植物の可食部を経由して人の摂取する食品として流通をしてくるものでありまして、そういう意味におきましては、安全性の観点からは、相当間接的な部分に属するものであるということは、指摘をされているところであります。

今回の3つの品目についての評価に当たっては、まず、資料1の1ページの下段、3のところを書いてございますが、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方について」という議論をいたしまして、どういう点から評価をすべきかということをもまず議論をいたしました。肥料の規格それ自体の中には、肥料の性能に関する規格もございまして、必ずしも肥料の規格全部が食品の安全に関与するわけではないわけござい

ます。

専門調査会における議論の結果、2ページの(1)に書いてございますが、「評価する必要のある成分の特定」ということで、専門調査会といたしましては、2点について評価をすればよいのではないかという結論に至っております。

1つは、重金属であります。もう一つは、その真ん中の辺りに書いてございますが、ダイオキシン類、この2点について議論をしてきたわけでございます。

重金属につきましては、4点ほど書いてございますが、原料に由来する微量の重金属は、製造工程で揮散その他により大半が除去される場合がある。

2番目といたしまして、施用された際に含有する重金属は土壌に吸着される割合が多い。

それから3番といたしまして、多くの重金属は、植物が多量に吸収すると過剰障害を引き起こして枯死するけれども、普通肥料由来の重金属量では、過剰障害が生じる濃度にまで土壌中の重金属の濃度を上昇させないだろうと。

4番といたしましては、使用実績の中で、健康被害の事例は今まで報告されていないというようなことで、基本的には大丈夫だろうということでございますけれども、重金属によっては、農作物を汚染する可能性があるということなので、これについては個別に評価をしましょうということでございます。

それから、ダイオキシンについては、ここに3点ほど書いてございますけれども、原料に由来するダイオキシン類については、製造工程の高温処理の過程で分解して除去されるということがわかっておりまして、それから、もう一つは、ダイオキシン類は、脂溶性が高く植物に吸収されない等々の点について検討いたしまして、ダイオキシンによる健康被害を生じる可能性が非常に低いという御判断になりまして、評価の対象とはしなかったということでございます。

食品健康影響評価についてということで、2ページの一番下の段落から5として書いてございますけれども、(1)として、ヒ素、ニッケル、クロム、チタン、鉛及び水銀につきましては、その①から③に書いてあるような点について検討いたしまして、これらの重金属による健康被害を生じる可能性が低いという判断に至ったわけでありまして。

(2)のカドミウムでございますけれども、カドミウムについては、実際に農用地中のカドミウム量と比較をして、もし、これらの各肥料について肥料中に存在してもいいとされております規格に適合している肥料であれば、それを通常の10a当たりの作土量で施用したとしても、土壌負荷濃度は、3ページの表に書いてございますように、非常に低いということございまして、現在の農用地中のカドミウム量をほとんど増加させないという

御判断になっているわけでありませう。

以上のことから、審議をいたしました「焼成りん肥」「混合汚泥複合肥料」及び「熔成汚泥灰複合肥料」については、3ページの一番下から3行目に書いてございますように、「適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるとした」というのが、専門調査会の報告の結論でございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明あるいは記載事項につきまして、御質問あるいはコメントがございましたら。

寺尾委員 内容につきましては、非常によく問題点を整理されてよくなっていると思うんですけども、このチタンというのはどうして気にしているんですか。というのは、チタンというのは、食品とか医薬品の添加剤でものすごく使われていますね。それで、私は、何でチタンがわざわざ入ってきているのかなというのがちょっとわからなかったんですが。

村上評価課長 事務局も全く同じ考えでございます。チタンそれ自体については、酸化チタンが食品添加物として許可されていることもございますので、チタンの毒性というのは考えにくいというふうに思いますけれども、普通肥料の公定規格の重金属の項に、一般的にチタンも規制の項目として挙がってきておりますので、恐らく、このチタンが入っている理由は、植物の成育に何らかの影響があるということで、規定する重金属の項目の1つとして挙げられているのではないかと思いますけれども、重金属について議論をしましよということにしたものですから、重金属の項目の中にチタンが入ってきて、一緒に審議をしていますけれども、食品安全という意味では、あまり意味のないことかもしれませう。

寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料につきましては、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視するというので、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、次に、「動物用医薬品専門調査会における審議状況」につきまして、事務局の方からお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料の2に基づきまして御説明をさせていただきます。

フェバンテルと申しますのは、これはふぐ目魚類を対象といたしました寄生虫駆除剤でございます。本品につきましては、去年、平成15年の12月18日付けで、農林水産省及び

厚生労働省より食品健康影響評価の依頼のあったものでございます。

本品については、平成 16 年の本年の 2 月 27 日に開催されました動物用医薬品専門調査会において御審議をいただきまして、資料 2 の 2 ページ目以降の食品健康影響評価についてという報告書、審議結果の案が取りまとめられたところでございます。本日、これにつきまして、御了承いただければ、本日より広く国民に意見・情報の募集をしたいというものでございます。

1 枚めくっていただきまして、「フェバンテルの食品健康影響評価について（案）」というものの 1 ページを御覧ください。

フェバンテルと申します化学物質は、そこに書いてございますような化合物でございます。それで、本品は、線虫、糸虫に対する広い作用スペクトルを有する経口駆虫薬でございます。ふぐに投与される場合には、えらに寄生をいたしましたヘテロボツリウムを駆虫するという目的で使用されるものでありまして、これは既に我が国で動物用、馬用の製剤としてペースト剤が既に承認されておりまして、犬用製剤としては合剤として経口投与されるものが承認されているものでございます。

本品につきましては、吸収・分布・代謝・排泄の試験、3 ページ以降、各種毒性試験が行われております。急性毒性試験、亜急性毒性試験、慢性毒性試験、発がん性試験、繁殖毒性試験、催奇形性試験、遺伝毒性試験というふうに各種試験が行われております。

本品を大量に長期間摂取いたしますと、肝臓に影響が出てまいります。5 ページの「マウスを用いた 21 ヶ月間慢性毒性 / 発がん性併合試験」におきましても、真ん中辺りですけれども、臓器重量で、800ppm 投与群の雄で肝臓の絶対的重量の増加、雌で肝臓の絶対及び相対的重量の増加が認められたと。

その次の段落でも、病理組織学的検査で雌の肝臓に脂肪の蓄積が見られたということが書いてございます。

それから、6 ページの一番下の段落から、「ラットを用いた 30 ヶ月間慢性毒性 / 発がん性併合試験」というものがございますけれども、これも、7 ページの上段の方に書いてございますけれども、血液生化学的検査で、500ppm 投与群の雌雄で A P 活性が顕著に上昇、臓器重量で、500ppm 投与群の雌雄で 65 週時点において肝臓の相対的重量の増加、試験終了時点で絶対及び相対的重量の増加、その次の段落ですけれども、500ppm 投与群の 65 週及び最終時点で被験物質投与の影響と見られる肝細胞の脂肪空胞化というような影響が見られております。

それから、繁殖毒性試験においても、7 ページの真ん中の段落、(4) の段落の最後の

ところでございますけれども、100ppm 以上の投与群の F 2 b の群で、肝臓にグリコーゲンの沈着が認められたというようなことが報告をされております。

催奇形性あるいは遺伝毒性の試験も行われておりまして、遺伝毒性はなかったということになっております。

11 ページを御覧いただきますと、一日摂取許容量の設定についてというのが、4 の項目に書いてございますけれども、フェバンテル、本品でございますが、遺伝毒性、発がん性を示さないということで A D I を設定することが可能という御判断になっておりまして、最も低い用量で毒性所見が認められましたのは、ラットを用いた 2 世代の繁殖毒性試験における肝臓に対する影響ということでございまして、この所見が最も感受性が高い毒性指標であると考えられるということで、フェバンテルに関して申し上げますと、フェバンテルの一日摂取許容量は、その無毒性量を 100 で割りまして、0.02mg / kg 体重 / 日とするのが適当という御結論になりました。

しかしながら、11 ページの 5 のその他の知見についてということから、記述がございまして、フェバンテルは、生体内でフェンベンダゾール及びオクスフェンダゾールという 2 つの化合物に代謝をされまして、これらも生理活性を持っておりますので、これらが駆虫薬としての活性を発揮するというところでございます。

そして、フェバンテルを投与した動物体内で、先ほど申し上げました 2 つの化合物が、実際に生体内で検出されるということも明らかでございますので、勿論、そのフェンベンダゾール、オクスフェンダゾールは、それぞれ諸外国において駆虫剤として使われているものでございますけれども、これら 2 つについても考慮する必要があるという御議論になりました。

これら 2 つの品目については、国際的な評価が既に存在しておりまして、これらの両物質とも遺伝毒性あるいは発がん性、古典的な意味での発がん性を示さないという考えになっておりまして、国際機関では A D I を設定しているところでございます。

これらの評価について専門調査会で御検討いたしましたところ、フェンベンダゾールの 2 年間の慢性毒性 / 発がん性併合試験の高用量群で、11 ページの下から 4 行辺りに書いてございますが、精巣間細胞腺腫と肝細胞癌が認められたという報告がございました。これらにつきまして、この症状は、高用量群のみの所見であるということと、それから、肝臓に毒性を示すことが共通して認められるということ、あるいは、遺伝毒性試験で、総合的に評価をいたしますと、オクスフェンダゾールについては、いわゆる古典的な遺伝毒性発がん物質であるという判断にはならないという評価になりまして、この物質が発がんプロ

モーターだろうという御判断になりました。これらのことから、A D I を国際機関においても A D I が設定されておりますが、その A D I を設定したという国際機関の評価は妥当だという御判断になったものでございます。

ということで、フェンベンダゾールとオクスフェンダゾールのそれぞれの A D I が 12 ページの中段に書いてございますが、先ほど申し上げましたフェバンテルの A D I、フェンベンダゾールの A D I、オクスフェンダゾールの A D I、この 3 つを並べますと、その中で最も小さな数字になりますのは、オクスフェンダゾールのものでございまして、無毒性量といたしまして、0.7mg/kg 体重 / 日、これはラットの 2 年間の慢性毒性 / 発がん性併合試験の結果に基づくものでございます。これに 100 倍の安全率、すなわち 100 で割りまして、A D I を 0.007mg / kg 体重 / 日とするのが適当ということになったわけでございます。

専門調査会における食品健康影響評価につきましては、12 ページの 6 のところに書いてございますが、「以上より、フェバンテルの A D I についてはラットを用いた 2 世代繁殖試験における肝臓に対する影響に基づく N O A E L 2mg/kg 体重 / 日に種差 10 固体差 10 の安全係数 100 を考慮して 0.02mg/Kg 体重 / 日と設定できると考えられる。

しかしながら、フェバンテルは、生体内でフェンベンダゾール及びオクスフェンダゾールに代謝されることが明らかとなっており、これらを主成分とした動物用医薬品は現時点において国内あるいは国外で使用されている。これらのことを考慮すると、フェバンテルを動物用医薬品として用いるに際しての食品健康影響評価としては、これらの物質の影響を考慮し、次の値を採用することが適当であると考えられる」ということで、フェバンテルの A D I は、オクスフェンダゾールスルホンとして 0.007mg/kg 体重 / 日とするのが適当という御結論になったものでございます。

以上、簡単でございますが、御報告をさせていただきました。

寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

参考までに、この 12 ページの 6 番の上にありますヒツジに対する催奇形性というのはどういうのがあるか御存じですか。ちょっとそこら辺の情報を教えて下さい。情報として。

村上評価課長 本品につきましては、催奇形性試験において 8 ページの中ほどに書いてございますが、活性代謝物のオクスフェンダゾールにつきましては、マウス、ラット、ウサギ、ヒツジ、ブタ、ウマで、または家畜に投与されるということを前提に家畜の安全性

の観点から催奇形性について各種の動物に対する安全な量が求められております。

NOAELについては、最も感受性の高いヒツジで7.5mg/kg 体重/日ということでありまして、12ページの6の上の段落で、安全係数1000を使用したものと同一というのは、あまり意味がないかもしれませんが、その催奇形性のことを考慮しても、安全係数によって割ったADIにおいて、十分安全性は確保されているという判断になったものだということに理解をしております。

寺田委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集に入ることにいたしたいと思えます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

新開発食品専門調査会における審議状況につきまして、また、よろしく願いたいと思います。

村上評価課長 それでは、資料の3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回、お諮りをいたしますのは、品目としては多いと言いますか、7品目あるわけですが、1つはチチヤス低糖ヨーグルト、もう一つはリポスルーというもので、もう一つはクエーカーオートミールそのほかにブレンディの商標名で売られますコーヒー飲料関係が4品目ございます。全体として7品目あるわけですが、これらは、平成15年の10月28日、あるいは平成16年1月19日に厚生労働大臣より特定保健用食品についての健康影響評価を求められたものでありまして、平成16年の3月9日に開催されました新開発食品専門調査会において審議結果の案が取りまとめられたものでございます。これにつきまして、本日、御審議いただいて御了解が得られれば、本日より幅広く国民に意見・情報を求めるという手続に入らせていただきたいと思いますということでございます。意見募集の期間といたしましては、本日より4週間と予定しているものでございます。それぞれの品目について簡単に御説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきますと、「チチヤス低糖ヨーグルト」という品目についての御説明がございます。チチヤス低糖ヨーグルトにつきましては、チチヤス乳業株式会社からの申請でございます。関与成分といたしましては、*Lactobacillus reuteri* という乳酸菌を含む発酵乳形態の食品ということで、関与成分としてはロイテリ菌という乳酸菌でございます。標榜する内容といたしましては、おなかの調子を整えるということを書きたいと、そういう趣旨でございます。

1日当たりの摂取目安量は、ヨーグルトにして95gのものを1個、関与成分として乳酸菌、*Lactobacillus reuteri* 1億個以上ということでございます。

Lactobacillus reuteri 自体は母乳から分離された乳酸菌でございます、ヒトの腸管に常在する菌ということで、これは相当以前よりヒトの食品に用いられてきたものでございます。それで、チチヤス乳業株式会社におかれては、このもの Lactobacillus reuteri を含んだヨーグルトを 1997 年から製造、販売をしておられまして、これまで 6 年間で 1 億 2,000 万食を販売しているということです。

それから、その下の方では、ロイテリという種の乳酸菌を使用した食品は、日本では 2 億食、全世界では 4 億食が消費されているという推定をしております。

これが食経験でございます。そのほかにラットを用いた動物試験が何回も行われておまして、次のページ、ヒト試験といたしましては、成人男性を対象に長期間、21 日間摂取させて 28 日間経過を見るというような形で血液生化学、尿、糞便、微生物等について検査をしたけれども、安全性上の問題はなかった。そのほかにも 3 倍量、1 日 1 個となっているものを 95g のヨーグルトを 3 個食べた場合にどうかというようなことを検査しておりますが、特に問題となる変化はなかったということでありませう。

勿論、これらのこのものがどのような効果を持つかということについては、「安全性に係る審査結果」の、その前の行に書いてございますけれども、有効性に係る試験については本委員会の所掌ではないということで評価しておりませんが、安全性に係る審査結果としては、チチヤス低糖ヨーグルトについては食経験、試験管内、あるいは動物を用いたヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題がないと判断されるという御結論になっているところでございます。

1 枚めくっていただきまして、「リポスルー」に係る食品健康影響評価に関する審議結果を御覧ください。ページ数が打ってないので申し訳ございませんけれども、リポスルーという商品名で今回専門調査会において御審議いただいたものは、不二製油株式会社からの申請に基づくものでありまして、錠剤形態、大きな錠剤のような形の形態の食品でございます。関与成分といたしましては、ベータコングリシニン、これは大豆のタンパク質の一部を占めるものでありますけれども、これが関与成分ということで中性脂肪の気になる方や体脂肪の気になる方に適するということを標榜して売りたいというものでございます。

ベータコングリシニンの説明が、その次の段落に書いてございますけれども、大豆タンパク質の主要構成成分である大豆グロブリンの 1 つである 7 S グロブリンということで、素性は明らかであるということです。

食経験につきましては、ベータコングリシニンについては、大豆タンパクの一部として、通常の大豆、あるいは大豆製品、大豆を使った加工食品に一般に含まれているものでござ

いまして、当然ベータコングリシニンとしても食べた経験は長いということでございます。特にこれだけを食べるということをしなくても、大豆を摂取していればベータコングリシニンは摂取されているということになりますので、そういう意味で食経験はあるということでございます。

ラットを用いた動物試験等が行われておりまして、ラットを用いた動物試験では、臨床的に問題となるような影響は認められなかったということになっております。

次のページにヒト試験の結果が出ておりますが、健常成人男女を用いて摂取目安量の5倍の量を、40粒になりますけれども、それをベータコングリシニン含有錠菓24錠、これが摂取目安量の3倍量、それから、40粒、これは摂取目安量の5倍量に相当しますが、これをそれぞれ4週間摂取された結果でも、有害事象は認められてないということございました。

そのほかにも、成人男女、血中中性脂肪が比較的高値な成人男女というグループに投与したけれども、有害事象は認められなかった等々の結果が出ておりまして、次のページでございますが、勿論本食品の有効性に係る試験については評価はしておりませんが、安全性に係る部分については4のところに書いてございますが、リポスルーについては、食経験、in vitro 及び in vivo 試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題ないと判断されるという結論になったものでございます。

1枚めくっていただきまして、クエーカーオートミールについてでございますが、クエーカーオートミールは米国において相当広く販売の実績のあるものでございます。クエーカーオートミールについては、雪印乳業株式会社からの申請でございまして、標榜する内容としては、コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立つということを言って売りたいということでございます。

関与成分といたしましては、 - グルカン を挙げております。

食経験でございますが、本食品の原料であります、オート麦（えん麦）については摂食経験は非常に長く存在をいたしまして、このオートミールとしてもそこにはアメリカでは年間約三十億食が消費されていると書いてございますが、長期間にわたる食経験があるというものでございます。

そういう意味で、動物実験は特にされておられませんけれども、ヒト試験として成人男女48名を用いた試験、あるいは日本人成人男性36名を用いた試験等が行われておりまして、これらの試験の結果では、次のページでございますが、オートミールの摂取による影

響とは考えられないと。摂取期間中におなかの張りや軟便が生じた被験者がわずかにいたけれども、いずれも一過性であり、オートミールの摂取による影響とは考えられず、このほかに異常は認められなかったというふうに報告されているところでございます。

専門調査会におきましては、有効性に係る試験については、評価はしないという前提でございますが、安全性に係る審査結果としては、クエーカーオートミールについては食試験及びヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるということでございました。

最後に、ブレンディのブランドでお売りになられようとしております「コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー」「コーヒーオリゴ入りカフェオレ」「コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー」「コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー」の4品目について説明をさせていただきます。

これらについては、味の素ゼネラルフーズ株式会社より申請のあったものでございまして、関与成分としてはコーヒーオリゴ糖、標榜する内容といたしましては、ビフィズス菌を増やして、腸内環境を良好に保つということを書きたいというものでございます。

この4品目は、それぞれ別のものでお尋ねがあったわけでございますけれども、本4食品については1日当たりの摂取目安量に含まれる関与成分及びその分量は同じということなので、専門調査会においてはこの4食品をまとめて審査を行ったものでございます。

コーヒーオリゴ糖につきましては、マンノースが α -1,4結合で直鎖状に2~10分子結合したマンノオリゴ糖のことであるということでありまして、これは焙煎粉碎コーヒー豆中に存在するマンナンを熱水で加水分解・抽出することで得られるということでございます。

このものについての安全性に係る試験の概略の中で、食経験でございますが、現在国内外で市販されておりますインスタントコーヒー中にはコーヒーオリゴ糖が一般に含まれておりまして、一般のインスタントコーヒー中にも1杯当たり80mg程度含まれているというものでございます。

毎日インスタントコーヒーを3杯飲む人では、年間87g摂取している計算になるということが書いてございます。

動物を用いた試験、あるいは *in vitro* の試験が幾つか行われておりまして、変異原性はなかったと。それから、ラットを用いた試験でも4週間反復経口投与してみたところ、一般状態、体重、摂餌量、尿所見、血液学及び血液生化学的所見、臓器重量、病理解剖学的

所見に毒性を示唆する所見は認められなかったということでもあります。盲腸の膨満が5g/kg 群の雌雄に認められたということが書いてございます。

ヒト試験もやられておりました、成人男性7名、あるいは10名を対象といたしまして、このコーヒーオリゴ糖、マンノオリゴ糖と書いてございますが、それを10g摂取した場合の状況を見ております。成人男性7名を対象に10g摂取させた場合では、7名とも摂取24時間以内に下痢便は認められなかったということでありまして、摂取前及び摂取24時間後に実施した生理学的検査等でも、摂取に起因する変化は認められなかった。自覚症状の発現もなかった等の結果になっております。

これらのことから専門調査会におきましては、有効性に関する部分は評価はしないということですが、その前提でございますが、安全性に係る審査結果については、この4品目「コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー」「コーヒーオリゴ入りカフェオレ」「コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー」「コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー」については、食経験、in vitro 及び in vivo 試験、及びヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題ないと判断されるという結論になっているものでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見ございますか。

寺尾委員 最後のオリゴ糖なんですけれども、オリゴ糖の原料というのは何から取ってくるんですか。

村上評価課長 本品につきましては、コーヒーです。

寺尾委員 コーヒーの中に入れてあるんじゃないかと、コーヒーですか。

村上評価課長 コーヒーから抽出されるコーヒーオリゴ糖で、これを科学的に分析をすると、マンノオリゴ糖だということです。

寺尾委員 わかりました。かん違いしておりました。

寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、本品につきましては、パブリック・ヒアリング、意見・情報の募集手続に入ることいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。平成16年度食品安全委員会運営計画につきまして、事務局から説明をお願いします。

岩淵総務課長 それでは、資料4に基づきまして御説明申し上げます。昨日、企画専門調査会の座長から委員長あてに、平成16年度の食品安全委員会運営計画案についての報告

が提出されました。これについてのこれまでの検討経緯ですが、3月12日の第6回の企画専門調査会におきまして、素案を基に御議論いただきまして、さまざまな御意見があって修正をした上で、昨日報告として提出されたものでございます。

また、企画専門調査会での御議論の前に、リスクコミュニケーションの関係につきましては、リスクコミュニケーション専門調査会におきまして、また緊急時対応につきましては、その時点で会合の日程調整できなかった関係で、座長に緊急時対応の方の御了解をいただいた上で、企画専門調査会で議論したということでございます。

1ページにまいりまして、内容の御説明に入らせていただきます。第1に「平成16年度における委員会の運営の重点事項」といたしまして、まず始めに委員会は食品安全基本法に定める食品の安全性の確保についての基本理念、及び施策の策定に係る基本的な方針、基本的事項を踏まえまして、所掌事務を円滑かつ、着実に行う必要があるということであり、特に初めて年間を通じた委員会の運営が行われる平成16年度においては、委員会の計画的な運営を図るということ。それから、前年度に引き続き会議の公開、適切な情報の提供などに努めることにより、委員会の運営の透明性の確保を図るということ。

それから、委員会自らの判断により、食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を行うなど、委員会の主体的な取組のさらなる推進を図るということ。

それから、委員会に対する国民の認識を高めるとともに、委員会よる科学的な食品健康影響評価の結果に基づき、リスク管理措置を講じられるというリスク分析手法の考え方について、国民への浸透・定着を図ることとする。

以上が重点事項でございます。

第2に「委員会の運営全般」につきましては、まず1として「会議の開催」ですが、委員会会合は原則として毎週木曜日14時から、公開で委員会会合を開催するというところでございます。

専門調査会に移りまして、企画専門調査会につきましては、今年6月ごろに、昨年企画専門調査会がまとめました、15年度の委員会の運営の在り方についての意見のフォローアップ、それから15年度の運営状況報告書の審議を予定しております。

基本的事項、これが今年の1月にできておりますので、その1号目に当たります来年1月ごろに基本的事項のフォローアップを行うと。そして、来年3月ごろにはまた翌年度の計画の審議。

委員会自らの判断により、食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討を、少なくとも6か月ごとに行うということでご

ざいます。

2 ページにまいりまして、リスクコミュニケーション専門調査会でございます。遺伝子組換え食品などの国民の関心が高いテーマや、関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを中心に、リスクコミュニケーションの在り方等について検討するため、リスクコミュニケーション専門調査会を毎月1回程度開催するということでございます。

次に緊急時対応専門調査会ではありますが、食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）の検討、食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）の改正の検討。それから、危害要因別の個別マニュアルの検討を予定しているということでございます。

食品健康影響評価に関する専門調査会の開催ではありますが、これは危害要因ごとに評価を行うために、必要に応じ随時専門調査会を開催するということでございます。

委員会の計画的な運営ということではありますが、平成15年度の運営状況につきまして、報告書の作成を6月ごろに行いたいということでもあります。それから、その翌年度につきましても、運営計画を作成いたしまして、それに基づいて運営をしていただきたいということでございます。

第3の「食品健康影響評価の実施」であります。食品健康影響評価に関するガイドラインの作成ということもございますが、具体的には飼料添加物、あるいは動物用医薬品として使用される抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の指針（仮称）でございますが、これを6月ごろを目途に策定するという事。

また、これ以外のものにつきましても、逐次必要に応じ安全性を評価するための基準を策定するという事でございます。

次に、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討でございます。委員会において、一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見または食の安全ダイヤルなどを通じて、国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等につきまして、少なくとも6か月ごとに各専門調査会に報告し、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると懸念される場合には、その旨を委員会に報告する。委員会は、この報告を受けて、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行うことを決定するということでございます。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等につきましても、国民の理解の促進を

図る必要があると考えられる場合には、わかりやすく解説するというところでございます。

3では、現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理の計画であります。既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

平成15年中に食品健康影響評価を要請された案件につきましては、その内容にかんがみまして、評価基準の作成の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除きまして、本年の6月ごろまでを目途に評価を終了できるように努める。

なお、清涼飲料水に関しましては、対象物質が膨大でございますので、16年度中を目途に評価を終了できるように努めるということでございます。ただし、専門調査会における検討の結果、追加資料等を要求されたもの等につきましては、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討するというところでございます。

4点目に、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査でございます。委員会の行った評価の結果が、食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているか否かを把握するために、厚生労働省及び農林水産省に対しまして、食品健康影響評価の結果に基づき、講じられる施策の実施状況を調査するというところで、1回目の調査を4月～6月ぐらいに行いまして、6月ごろを目途に結果をとりまとめるということであります。

第4に「リスクコミュニケーションの促進」です。そのうち、1は意見交換会等の開催であります。4月中を目途にリスクコミュニケーション専門調査会においてとりまとめられる予定の我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題を踏まえまして、引き続きリスクコミュニケーションの推進を図るため、16年度におきましては、この御議論を踏まえながら、関係府省連携して全国各地で意見交換会を10回程度開催する。

この意見交換会においては、遺伝子組換え食品等国民の関心が高いものや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、食品安全基本法の施行に伴い導入されたりリスク分析手法の考え方についても、引き続き関係者への浸透・定着を図るということです。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえまして、地域バランスを考慮しながら、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

更に委員会が行う評価のうちで、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催するというところでございます。

次に全国の食品安全連絡会議の開催であります。夏ごろでございますが、委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るために、全国 127 の自治体との連絡会議を開催するという事です。この連絡会議では、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行い、理解と協力を求めるということとともに、今後の行政の参考にするために、地方公共団体における先駆的な取組等についても報告していただいて、幅広い観点から意見交換を行うということでもあります。

次に食品安全モニターの依頼等でございます。4月上旬に、16年度の食品安全モニター470名を依頼すると、評価結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等につきまして、情報や意見を提出していただくと。また、モニターとの情報・意見の交換を図るために、7月～9月ごろにかけまして、ブロックごとに食品安全モニター会議を合計7回程度開催するという事です。

なお、食品安全モニターの人選でございますが、単年度で依頼をしておりますけれども、平成15年度の食品安全モニターの経験を生かすという観点から、一定の範囲内で再任を妨げないこととすると。再任と書いてありますのは、任命ではなくて正確には依頼なんですけれども、そういうことも盛り込まれております。

「4.情報の提供・相談等の実施」、わかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、ホームページなどの充実を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じ、一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行うと。

また、BSEや鳥インフルエンザ等の国民の関心が高いテーマを取り上げ、正確でわかりやすい情報の発信に努めることとする。

「5.リスクコミュニケーションに係る事務の調整」ですが、委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画につきまして、その整合性を保つ観点から毎月2回程度リスクコミュニケーション担当者会議を開催して、必要な調整を行う。

第5に「緊急の事態への対処」であります。食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）の策定を4月～5月ごろ、基本的事項に基づきまして、緊急時における国の対処の在り方等を定める食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）につきまして、緊急時対応専門調査会において検討し、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表するという事です。

2は、食品安全委員会の緊急時対応基本指針の暫定版が今ございますが、この改正をやはり4月～5月ごろに行うということでございます。

3は、危害要因別の個別マニュアルの策定を6月～7月ごろ以降行うということですよ。

この緊急時対応マニュアルの策定後、基本的事項に基づいて緊急の事態の発生の原因となり得る主要な危害要因ごとの個別マニュアルを策定する。具体的には、この緊急時対応専門調査会におきまして、6月～7月ごろに個別マニュアルを策定すべき危害要因の特定、それから優先順位づけを行いまして、その後順次当該危害要因ごとに個別マニュアルについて検討し、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表するというごさいます。

第6に「食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」であります。危害情報のデータベース化等ということで、食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集し、当該情報を効率的に整理・分析・活用するため、委員会が有する食品健康影響評価に関する資料、国の内外における食品事故等を危害情報等をデータベース化するとともに、迅速な検索を可能とする情報処理システムを構築するというごさ、そのシステムの運用開始を16年度末ということで進めるとごさ盛り込まれております。

「2. 国際会議等への参加」であります。コーデックスの委員会の各部会、あるいはOECDのタスク・フォース会合、国際獣疫事務局(OIE)の総会、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。

また、これらの国際会議等に関する情報について、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の発信に努めることとする。

第7で「食品の安全性の確保に関する調査」、以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討しまして、6月ごろまでに平成16年度に実施すべき調査課題を選定すると。

なお、年度途中において研究に調査を実施する必要が生じた場合には、随時、調査課題を選定するというごさ、国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査。

評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集。リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査。毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積。食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法を策定するための国内外の有識者等からの意見聴取及び海外の事例等の収集・分析ということごさ。

以上が、企画専門調査会でまとめていただきました報告であります。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見・御質問、どうぞ。

中村委員 勿論全体として、きちんとまとめられていると思いますが、1、2点ちょっとわからないのは、1ページの第1の2番目に、平成16年度で年間を通じて、委員会の運営が行われるという中で、委員会の計画的な運営を図るというのがあるごさ、その内容

が恐らく次のところに幾つか出てきているだろうと思うんです。報告書をつくるとか、何かというのはございますけれども、これがもう一つよくわからないんですね。2ページの2番の「委員会の計画的な運営」の中に報告書をつくるということ、それから17年度食品安全委員会運営計画の作成、この運営計画とか、計画的な運営というのは、何を指しているんですかね。結局いろんなところからの諮問を受けてリスク評価をしていくわけだから、それは勿論その中にこの委員会独自の判断でリスク評価するということも入っているのですけれども、やはり大勢は諮問をいただいて、それに対してきちんとお答えをしていくという業務だと思うんですけれども、だからなかなか計画的というのは、言葉としては勿論結構ですけれども、何かもう一つよくわからないんですけれども、何かそういうところの議論はございましたか。

岩淵総務課長 計画的という言葉の意味は、平成15年度においては計画がないままに、この委員会を進めてきたわけでありましたが、16年度につきましては、まずその運営計画を年度開始までに定めて、その中で運営の重点事項を定めるということ。

それから、会議の開催のスケジュールとか、評価の実施で、勿論今後要請されるものは逐次やっていくわけですけれども、ここにございますようにガイドライン作成とか、当面やるものはこれと、その後こういったものをつくっていくと、あるいは自ら評価すべき対象についても、手続と言いますか、これを明らかにして、少なくとも6か月ごとに点検の作業をして、委員会で議論していただくと。

あるいは、リスクコミュニケーション、緊急時対応、それぞれにつきましても、何をどんな日程で行うかということをおおきくこの運営計画に盛り込んで1年間やっていこうということが、この計画的な運営を図るという言葉の意味でございます。

中村委員 今も結構計画的にやっているんじゃないかと思っていたんですが、そうではなかったということですね。

もう一つ、5ページの「緊急の事態への対応」のところ、実は午前中緊急時対応の専門調査会でお話を伺っていて、その案が上がってきたときに、私は、今朝はオブザーバーとして伺っていたので、上がってきたときにあるいは意見を申し上げることになるかなと思っていたんですが、もうここに出てきてしまっているんで、ちょっと整理した方がいいんじゃないかと思うのは、2番目に緊急時対応基本指針（暫定版）の改正、これはまあいいと。その次の行に、食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）の検討・策定。この段階では、どうも午前中伺ったところでは、これは関係府省だからこっちのマニュアルの方が、上と言うと変なんですけれども、最初に大きく出ていて、基本指針というのは委

員会のことだから、もうここからは緊急時というのは一体どういう事態かとか、そういうのはもう全部落としてしまうと、省略して書きませんよというのを今朝伺って、ところが今度更に3番目に危害要因ごとの個別マニュアルを策定すると書いてあるんですね。私なんかのイメージでも、今日も午前中にどなたかおっしゃっていましたが、マニュアルというのは、かなり事務的にかなり細かいところまで、こういうふうに進めていくんですよという、例えば口蹄疫について言えば、消毒はこういうふうにするんですよと、その主体はどこですよと、それがマニュアルじゃないかと思うんです。

どうもこのイメージは、そのマニュアルというイメージではなくて、もっと大きな形で対応していく枠組みというか、仕組みというか、そういうものをどうもイメージしているみたいなので、どうもちょっと。

更に、その下の個別マニュアルとなると、これは多分かなり事務的な行動を示していくことになるんじゃないかと思って、この辺の整理が何か私はよくわからなかったんですけども、こういうあれでいいんでしょうか。私も正確に判断はできないんですけども、要するにわかりにくいというのが私の印象なんです。

寺田委員長 どうでしょうか。どうぞ。

杉浦情報・緊急時対応課長 マニュアルという名称についての御指摘かと思えますけれども、今朝、緊急時対応専門調査会でも御指摘がございましたので、この辺のところは適切な名称を選んでいきたいというふうに考えております。

ただ、基本的事項の中では、マニュアルという言葉が使われておりますので、いずれにしてもマニュアル(仮称)をつくるときに、その位置づけというのは、はっきりさせていかなければいけないというふうに考えております。

寺田委員長 そうですね。私も気が付かなかったんですが、今日の専門調査会で、マニュアルというのは実際の手順であって、指針というのはもっと大きなところであるから、話が全部逆になっているような感じがあって、更にこの個別マニュアルということがあるので、言われてみれば確かにわかりにくかったかと、申し訳ないと思います。もうマニュアルという名前は変えられないわけでしょう。変えられないことはないでしょうけれども、大変な手続が要るわけですね。

杉浦情報・緊急時対応課長 ですから、例えば名称をマニュアルという言葉を使わないとすれば、基本的事項で定めたマニュアルというのは、ではどれなんだという話になるので、例えば前文の中でこのものがマニュアルであるという位置づけを明確にする必要があるんじゃないかと思えます。

寺田委員長 「マニュアル」は、変えられるわけですね。例えば、これは今、全く思い付きみたいな話ですけども、食品安全委員会の基本指針の中の細則が何かの中に入れてしまってもいいわけですね。そうすると、こういう緊急時というはできるだけ数は少ない方がいいと思うんですが、またそれはいろいろあると思いますけれども、何か御意見ございますか。

梅津事務局長 マニュアルという言葉は普通名詞ですので、実際の規則・規定をつくる際に、紛れがないようなネーミングとすることと、あと相互間の関係に紛れがないように整理するということが大事かと思います。

寺田委員長 ほかにございますか。これは事務局側も前に言っておられましたけれども、政府全体の危機管理のところとの関係は、全然別個なのか、どういう形で関わり合いがあるのかというのは、どういうことになるのか、これも先のことだと思いますけれども、往々にして緊急事態というのは、こういう食べ物のことは、わっと起きる、地震が起きると、原子力発電所なんかにはテロが入ってくるとかとは、ちょっと違うところがあって、初めのうちはわからなくてだんだんと「テロ」ということがあるので、そこが一番大事なような感じがします。これはもう大変結構だと思います。これは感想だけです。

ほかにございませんか。

もう一つ、この企画専門調査会が、いろんな各界の方が入っておられて、生産者の方は勿論、消費者団体、あるいは消費者の方で公募で入ってこられた方は、意見全体をできるだけ代表したような形の方が入っておられて、その方がここの委員会を企画し、ある程度評価もしてくれるということで、それでいいと思うんですけども、企画専門調査会そのものはどれぐらいの回数をやる予定なんですか。

岩淵総務課長 企画専門調査会は、1ページの下②の企画専門調査会の開催ということで、この中で挙がっておりますのは、当面6月ごろ、それから来年の1月、あるいは年末の12月ぐらいかもしれませんが、この時期に基本的事項のフォローアップと、それから自らの判断による評価についての点検・検討。それから、来年の3月ごろに翌年度の計画という、少なくとも3回は開催するという内容であります。

寺田委員長 それと、1つ今まで走ってきてやれなかったことで、今、言われた管理の方から評価を依頼されてやったんじゃないかと、この委員会として取り上げてやる評価。勿論この委員会で取り上げていく場合に、企画専門調査会を通じて全部やるわけですが、例えばここの委員会でこういう問題があるといった場合に、一旦あちらに行ってからこちらに返ってくるんですか。どうなんですか。

岩淵総務課長 自らの判断により評価を行う対象の点検・検討は、2ページの下第3の2番のところに書いてあるわけです。ここに書いてありますのは、まずさまざまな危害情報、それからそれについてのリスク機関の対応状況や専門家の意見、こういったものを整理して、少なくとも6か月ごとに企画専門調査会に報告をします。そこで議論していただいた上で、この委員会で判断をしていただくということが書いてあるわけです。

それで、自ら評価を行うかどうかということについて、少なくとも現在まではこの委員会としては、着手したものはないんですけれども、何か取り上げる必要が生じたときに、この委員会の中で御提起をいただいて議論するということは、当然妨げられるものではないと考えています。逆に今までどういう手順でそういったことを議論していくかということ、是非明らかにしてほしいということが、企画専門調査会の場でも議論がございました。

それから、例えば消費者の方から、とても評価してほしいものがあったときに、どういうふうに伝えていけば検討していただけるんだろうか、その辺を明らかにしてほしいという声をいただいておりましたので、そういう意味で透明な手順というものをここに盛り込んだということでもあります。

しかし、繰り返しになりますが、この委員会として必要という御判断は、それは妨げられるものではないというふうに思います。

寺田委員長 よろしゅうございますか。これは、どれほど取り上げるかというのは、実際に1つのことを取り上げると、内容によりまして、勿論重要性、プライオリティーが一番大事なところですが、その次は労を負う負担とかそういうことを考えて、やり始めなければいけないものですから、そういう形でやるということですね。

ほかにございませんか。どうもありがとうございました。これはパブリック・ヒアリングを行うという事で、非常に重要なものですから、委員会の運営ということ、国民からの意見の募集を行いたいということです。新年度の4月からということなので、国民からの広い意見の聴取というのは、普通は4週間やっているんですけども2週間でやるということでもよろしゅうございますね。

岩淵総務課長 おっしゃいましたとおり、短期間になりますが、意見募集をさせていただきたいと思います。実は、4月1日から新年度が始まるということで、正確に2週間も厳しいところがございまして、ちょっと期間短いですけどもやらせていただきたいと思います。

それから、本日もこの場で御意見がございましたけれども、意見募集はこの企画専門調査会からいただいた案ですぐにでも着手させていただいて、本日の御意見も含めて終了後

にいただいた御意見と併せて、4月1日の委員会で御議論いただければと思っております。

寺田委員長 手順としてはそれでよろしいですね。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。食品の安全性に関する用語集につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

藤本勧告広報課長 資料5で配布しておりますけれども、遅れておりましたけれども、食品の安全性に関する用語集の作成ということで、委員の方々にも見ていただきまして、整理できましたので本日こういう形で御報告したということでございます。

目次の方をざっと見ていただければと思いますけれども、全体で171語整理しました。食品の安全性に関わるリスク分析に関するものとか、あと基準単位に関するもの、分析に関するような用語、そのほか目次の2ページでございますけれども、食品関連の疾病に関するような用語とか、あと毒性試験に関するような用語等々を網羅しております。

また、法律の関係とか、あと目次の4ページの方でございますけれども、国内外の機関に関する簡単な概要の説明といったようなものも収録しております。

私の方からは以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございました。大変御苦労なさって、委員の先生方、あるいは関係された方、どうもありがとうございました。これは暫定版ですか。

藤本勧告広報課長 位置づけは暫定ということですがけれども、実は表紙の裏側にも書いてありますけれども、また随時必要に応じて見直していくというぐらいの趣旨でございます。

寺田委員長 わかりました。この件に関して、何かございますか。これはホームページに明日から。

藤本勧告広報課長 はい。早速ホームページに載せたいと思っております。

寺田委員長 ありがとうございました。

ほかに何かございますか。この用語集というのは、またいろんな方の御意見があって、内容がわかりにくいところがあるとか、そういうことがあったら随時変えていくということでもよろしくをお願いいたします。

ほかにございませんか。事務局の方は何かございますか。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。委員の先生方、何かありますか。

それでは、以上をもちまして「食品安全委員会」の第37回の会合を閉会いたします。次回の会合につきましては、3月25日木曜日14時から開催いたします。なお、明日の金曜

日 19 日 10 時からは、鳥インフルエンザワクチンに関する意見交換会が、22 日月曜日は食のリスクコミュニケーション講演会、これはここで何ですけれども、見上委員が京都、現場に近いところでお話しをなさいます。また、14 日からは遺伝子組換え食品等専門調査会が公開で、22 日の 15 時からは同じく遺伝子組換え食品等専門調査会が、これは非公開です。24 日水曜日 14 時からは添加物専門調査会が公開で、15 時からはリスクコミュニケーション専門調査会が公開でそれぞれ開催される予定なので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。終わります。